

## 沖縄海区漁業調整委員会指示18第2号

沖縄海区における浮魚礁（中層浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成18年3月14日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 桃原仁一

（自主調整協議会の設置）

1 (1) 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るために、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

(2) 委員会は、浮魚礁自主調整協議会加入者等名簿を備える。

（協議会への加入資格）

2 協議会へは、沖縄県及び沖縄県の市町村又は次の各号に掲げる要件（以下「加入資格」という。）のすべてを満たしている者でなければ加入することができない。

(1) 法人格をもつ団体であること。

(2) 20以上の事業者又は個人により組織されており、その構成人員が明確であり特定できること。

(3) 法令や定款等の明文化された規定により、組織の構成人員の出資金額や口数等にかかわらず民主的運営が確保されていること。

(4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等、その事業の目的を達成することが著しく困難な者ではないこと。

(5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き又は協議会等の民主的な運営を妨げ若しくはそのおそれがある者ではないこと。

（協議会への加入資格の確認等）

3 (1) 協議会へ加入しようとする者は、加入資格確認申請書を委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。

(2) 委員会は、前号の確認のために、協議会等へ意見を聞くことがある。

(3) 協議会へ加入した者が、加入した後に加入資格のいずれかを欠くことになったときは、委員会は、資格確認を取り消す。

（敷設の承認等）

4 (1) 浮魚礁を敷設しようとする者（以下「申請者」という。）は、敷設する浮魚礁ごとに、浮魚礁敷設承認申請書を委員会に提出し、敷設の承認を受けなければならない。

(2) 協議会で協議の整った場所以外に、新たに浮魚礁を敷設する場合は、協議会各ブロック内で協議が整ったことを証明するため、浮魚礁敷設に関する協議書を委員会へ提出しなければならない。

(3) 委員会は、浮魚礁の敷設を承認したときは、申請者へ浮魚礁敷設承認証を交付する。

(4) 本項第1号に違反して敷設されている浮魚礁については、これを利用してはならない。

（敷設承認の対象者）

5 第4項第1号による委員会の承認（以下「敷設承認」という。）を受けることができる者は、協議会に

加入している者であって、協議会各ブロック内で、浮魚礁の敷設実績がある者全員（沖縄県を除く。）との協議を整えた者とする。

（承認の制限、条件等）

- 6 (1) 委員会は、漁業を目的とする浮魚礁の敷設にあっては、県が敷設するものを除き200基を限度に敷設承認を行う。  
(2) 委員会は、船舶の航行安全、漁業調整等に支障をきたすおそれがあるときは、敷設承認をせず、又は制限若しくは条件を付すことがある。  
(3) 敷設承認を受けて浮魚礁を敷設する者（以下「敷設予定者」という。）は、浮魚礁（中層浮魚礁を除く。）に昼間にあっては漁具の標識を夜間にあっては電灯その他の照明による漁具の標識を取り付け、浮魚礁本体に敷設者名及び承認番号を記載しなければならない。  
(4) 敷設予定者が浮魚礁を敷設するときは、あらかじめ海上作業届を所管の海上保安本部、海上保安部又は海上保安署へ提出しなければならない。  
(5) 敷設予定者が浮魚礁を敷設したときは、速やかに浮魚礁敷設届を委員会へ提出しなければならない。  
(6) 敷設承認を受けて浮魚礁を敷設した者（以下「敷設者」という。）は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届を委員会及び所管の海上保安本部、海上保安部又は海上保安署へ提出しなければならない。

（浮魚礁の管理等）

- 7 (1) 平成17年に承認を受けた既設の浮魚礁については、平成18年4月30日までに浮魚礁敷設承認申請書を用いて委員会に提出し、再度承認を受けなければならない。  
(2) 委員会は、敷設承認を受けた者がこの規定に違反したとき又は承認の日若しくは流失判明の日から6ヶ月間以上浮魚礁を敷設しないときは、敷設承認を取り消すことができる。  
(3) 敷設承認を受けた者は、敷設承認を受けた後に敷設予定がなくなったもの及び敷設した浮魚礁が協議会で協議が整った位置から2海里を超えて移動したときは、浮魚礁敷設承認取消届を委員会へ提出しなければならない。

（浮魚礁の利用）

- 8 (1) 敷設承認を受けて敷設した浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定の締結又は協議を整えなければその操業をしてはならない。  
(2) 敷設者は利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となるような利用に関する協定の締結又は協議を整えてはならない。  
(3) 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。  
(4) 本項第1号に定める利用に関する協定の締結又は協議を整えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合には、敷設者は、承認旗等設定届を委員会へ提出しなければならない。

（敷設承認期間の延長）

- 9 沖縄海区漁業調整委員会指示17第1号の指示により承認を受けている浮魚礁の敷設承認期間を平成18年5月31日まで延長する。

（指示の有効期間）

- 10 この指示の有効期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。